

第 4 6 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律
第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたもの
である。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例に係る意見の申出について

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市田主丸アリーナの利用料金等に係る規定を整理するため、久留米市体育施設条例の一部を改正する条例（令和 3 年久留米市条例第 20 号）の一部を改正しようとするものである。

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

久留米市体育施設条例の一部を改正する条例（令和3年久留米市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第8を削り、別表第7を別表第8とし、別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4を改め、同表を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える改正規定のうち、別表第4中

「

2 階	体育室	1時間につき 520円	1時間につき 1,040円
	ステージ	1時間につき 520円	1時間につき 1,040円

」

を

「

2 階	体育室	全面使用	1時間につき 520円	1時間につき 1,040円
		半面使用	1時間につき 260円	1時間につき 520円
	ステージ	1時間につき 520円	1時間につき 1,040円	

」

に改め、同表備考2及び備考4中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考5を次のように改める。

- 5 体育室及びステージの使用に当たり、9時から17時までの間において照明を使用した場合は、上記の利用料金の額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を加算するものとする。

- (1) 体育室（全面使用） 520円

(2) 体育室（片面使用） 260円

(3) ステージ 520円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 4 7 号議案

久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか 1 7 施設）の指定管理者の指定に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか 1 7 施設）の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか17施設）の指定管理者の指定に係る意見の申出について

久留米市体育施設（荘島体育館ほか17施設）の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか17施設）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか17施設）の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか17施設）の指定管理者の指定について

久留米市体育施設（久留米市荘島体育館ほか17施設）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市荘島体育館
- (2) 久留米市西部地区体育館
- (3) 久留米市旭町テニスコート
- (4) 久留米市筑後川漕艇場
- (5) 久留米市善導寺公園相撲場
- (6) 久留米市西田テニスコート
- (7) 久留米市西田体育館
- (8) 久留米市山本運動広場
- (9) 久留米市北野グラウンド
- (10) 久留米市北野テニスコート
- (11) 久留米市北野ゲートボール場
- (12) 久留米市北野筑後川グラウンド
- (13) 久留米市北野武道場
- (14) 久留米市北野体育館
- (15) 中干出公園内の多目的広場照明設備
- (16) 大島公園内の多目的広場照明設備
- (17) 西国分小学校の運動場照明設備
- (18) 荒木中学校の運動場照明設備

2 指定管理者に指定する者

久留米市荘島町11番地1

公益財団法人久留米市スポーツ協会

3 指定する期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

第 4 8 号 議 案

久留米市体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定に係る
意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

久留米市体育施設（田主丸地域）の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定に係る
意見の申出について

久留米市体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について、別紙
のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

久留米市体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市体育施設（田主丸地域）の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市体育施設（田主丸地域）の指定管理者の指定について

久留米市体育施設（田主丸地域）の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市東部運動公園
- (2) 久留米市田主丸ソフトボール場
- (3) 久留米市田主丸アリーナ
- (4) 久留米市田主丸武徳館
- (5) 久留米市田主丸多目的運動室
- (6) 久留米市田主丸テニスコート
- (7) 久留米市田主丸多目的グラウンド
- (8) 久留米市田主丸体育館

2 指定管理者に指定する者

久留米市田主丸町常盤 1 2 1 5 番地 1

特定非営利活動法人田主丸カル・スポクラブ

3 指定する期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

第 4 9 号議案

令和 4 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者
選考要項及び令和 4 年度久留米市立久留米特別支援学校
高等部訪問教育入学者選考要項について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 4 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項
及び令和 4 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者
選考要項を定めようとするものである。

令和4年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部 入学者 選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和4年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	65人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他、久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和4年1月28日(金)から令和4年2月4日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時(受付締切日は正午)までとする。

(ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない)

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

(1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。

(2) 入学者選考委員会は、選考の手續及び基準を作成するものとする。

(3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

(1) 検査期日は、令和4年2月18日(金)とする。

(2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他のやむを得ない理由により、上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

(1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。

(2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

1 合格者発表の期日は、令和4年3月9日(水)午前9時とする。

2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行うものとする。追加募集の有無や期日の公表は、一次の発表後に行う。

1 募集期間は令和4年3月10日(木)～3月17日(木)正午までとする。

2 検査日は令和4年3月22日(火)とする。

3 合格者発表は令和4年3月23日(水)午前9時とする。

令和4年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部訪問教育入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部3年で訪問教育を受けていた者で、令和4年3月卒業見込みの者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を令和4年3月卒業見込みの者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学 科	募集定員
普通科	3人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要な事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) 療育手帳または知的障害があることを証明する専門医の診断書等の写し

(4) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

令和4年1月28日(金)から令和4年2月4日(金)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時(受付締切日は正午)までとする。

(ただし、土曜・日曜・祝日は受け付けない。)

6 志願書類等の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。

なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

(1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。

(2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。

(3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。

2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

(1) 検査期日は、令和4年2月14日(月)から令和4年2月18日(金)までの期間内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

(3) 受検者が新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの罹患、その他のやむを得ない理由により、上記日程で受検できなかった場合は、後日追検査を行う。

4 検査場等

(1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。

(2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

1 合格者発表の期日は、令和4年3月9日(水)午前9時とする。

2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

学校教育法施行令（抜粋）

第 2 章 視覚障害者等の障害の程度

第 2 2 条の 3 法第 7 5 条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
2 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

第 5 0 号議案

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の専決処分に係る意見の申出について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の専決処分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の専決処分に係る意見の申出について

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償の専決処分について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号議案

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害
賠償の専決処分について

上記の議案を提出する。

令和3年 月 日

久留米市長 大 久 保 勉

提案理由

久留米市立合川小学校敷地内の給水管の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害
賠償の専決処分について

久留米市立合川小学校敷地内の給水管の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故による損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決第 号

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害
賠償についての専決処分書

久留米市立合川小学校敷地内の給水管の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和3年 月 日

久留米市長 大久保 勉

公の営造物の管理瑕疵に起因する自動車破損事故による損害賠償について

久留米市立合川小学校敷地内の給水管の管理の瑕疵に起因して発生した自動車破損事故による損害賠償について、次のとおり処理する。

1 事故発生日時

令和3年8月1日

午前7時30分頃

2 事故発生場所

久留米市合川町471番地1（久留米市立合川小学校敷地内）

3 被害者

4 損害の状況

物的損害 オートマチック・トランスミッション等破損

5 損害賠償の額

市は、被害者に対し損害賠償金346,780円を支払う。

その内容は、下記内訳に記載する被害者の損害計495,400円に市の過失割合70パーセントを乗じて得た額である。

内訳 車両修繕料 403,000円

代車料 75,900円

車両運搬費 16,500円

計 495,400円

6 損害賠償の方法

一時払

7 和解契約の締結

紛争を将来に残さないため、別紙のとおり和解契約を締結する。

和解書

甲 久留米市

久留米市長 大久保 勉

乙

1 事故発生日時

令和3年8月1日

午前7時30分頃

2 事故発生場所

久留米市合川町471番地1（久留米市立合川小学校敷地内）

3 車種及び登録番号

乙

4 事故の状況

甲が上記敷地内に埋設した給水管からの漏水により当該給水管の埋設箇所及びその周囲に陥没が発生したところ、事故当日の降雨の影響により路面が見えにくくなっていたため、乙車両が当該陥没箇所の上部を走行した際に脱輪し、乙車両を破損させたもの。

5 損害の状況

乙 物的損害 オートマチック・トランスミッション等破損

上記事故について、次のとおり和解する。

1 甲は、乙に対し損害賠償金346,780円を支払う。

その内容は、下記内訳に記載する乙の損害計495,400円に甲の過失割合70パーセントを乗じて得た額である。

内訳 車両修繕料 403,000円

代車料 75,900円

車両運搬費 16,500円

計 495,400円

- 2 甲は、前項に規定する損害賠償金を乙の指定する口座に送金して支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、上記事故について、前2項の規定によってすべて解決し、甲乙間にほかに何らの債権債務のないことを確認する。

甲 久留米市
久留米市長 大久保 勉

乙

第 5 1 号議案

令和 4 年度久留米市立小・中・特別支援学校教職員人事
異動方針について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6
2 号）第 2 1 条第 3 号の規定により、令和 4 年度久留米市立小・中・
特別支援学校教職員人事異動方針を定めようとするものである。

令和4年度

人事異動方針

—久留米市立小・中・特別支援学校教職員—

久留米市教育委員会

人事異動方針

－久留米市立小・中・特別支援学校－

久留米市立小・中・特別支援学校教職員の人事異動については、県費負担教職員に関する県の異動方針等を踏まえ、長期的な展望に立った計画的人事によって、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることを目的として、次の方針によって人事異動の内申を行う。

- 1 時代の大きな転換期にある中、「久留米市教育に関する大綱」並びに「久留米市教育振興プラン」に基づき、ともに未来を創るくるめっ子を目指し、子どもの「つくる力・つなぐ力・つらぬく力」をはぐくむために、適材・適所に配置することとする。
- 2 教科、性別、年齢などを考慮し、教職員の年齢構成、男女比等の適正化に努め、中学校においては教科運営の適正化を図る。
- 3 特別支援教育の充実のための人材の育成と学校の実情に応じた専門性のある教員の配置に努める。
- 4 学校教育の活性化を図るため、県教育委員会と連携しながら教育事務所管内における市郡間交流、教育事務所間交流、県・市立学校等との人事交流を行う。
- 5 「久留米市教育振興プラン」に掲げる4つの重点と土台としての人権・同和教育、特別支援教育、キャリア教育等の推進を図るため、要員の確保と人事配置の適正化に努める。
- 6 管理職の内申に当たっては業績評価の結果を活用し、全市的かつ長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、若い人材及び女性の積極的な登用を図る。
- 7 管理職並びに主幹教諭、指導教諭の降任については、本人の希望を尊重する。
- 8 新規採用教員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。
- 9 再任用制度により任用された教職員については、県教育委員会と十分な連携を行い、その経歴や能力を発揮できるような配置に努める。

令和4年度人事異動取扱要綱

－久留米市立小・中・特別支援学校－

1 人事異動対象者の条件

久留米市立小・中・特別支援学校の県費負担教職員の人事異動対象者は、令和2年度の県人事異動方針及び市人事異動方針に基づき、学校組織の適正化と清新明朗な気風づくりを促進し、本市教育の充実発展を図ることができるよう下記の内容とする。

- (1) 同一校6年以上の勤続者は、異動対象者として取り扱う。
- (2) 管内他市町村間交流による転入者で3年以上勤務した者は、原則として、管内他市町村への異動対象者とする。
- (3) 同一校10年以上の勤続者は、原則として異動を行う。ただし、通勤時間又は本人の健康状態については過度の負担にならないよう配慮する。
- (4) 積極異動の希望者に対しては、本人の意向を尊重し異動を行う。ただし、校長の意向と協議のもと最終的な判断をして取り扱う。

2 人事異動地区における学校選択の方法について

(1) 希望異動先の学校選択方法

北筑後教育事務所との協議を経て、人事異動地区（小学校3地区、中学校3地区、久留米特別支援学校1地区）を東部、中部、南部地区の3地区として設定した。人事異動地区から、下記の方法に基づき異動先の希望校を4校選択すること。

① 教諭の選択方法（主幹教諭、指導教諭を含む）

学校種	学校選択の方法
小学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
中学校	① 4校を選択すること。 ② 3地区から各1校以上選択すること。 ③ 久留米特別支援学校を選択する場合は、他3校を3地区から各1校選択すること。
久留米特別支援学校	① 希望する学校種の選択方法に準じて選択記入すること。

② 養護教諭、学校事務職員、栄養教諭及び学校栄養職員の選択方法

人事異動地区（東部、中部、南部の3地区及び久留米特別支援学校）のうち、2以上の地区から「4校」を選択し、記入すること。

(2) 人事異動地区

① 全小学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (16校)	船越小、水縄小、田主丸小、水分小、竹野小、川会小、柴刈小、 弓削小、北野小、大城小、金島小、大橋小、草野小、宮ノ陣小、 山本小、善導寺小
中部地区 (15校)	西国分小、篠山小、京町小、長門石小、日吉小、金丸小、上津小、 南薫小、合川小、小森野小、東国分小、青峰小、高良内小、 御井小、山川小
南部地区 (13校)	荘島小、鳥飼小、南小、大善寺小、安武小、荒木小、津福小、 城島小、江上小、青木小、西牟田小、犬塚小、三瀧小

② 全中学校・・・3地区「東部・中部・南部」とする。

東部地区 (4校)	田主丸中、北野中、屏水中、宮ノ陣中
中部地区 (7校)	城南中、櫛原中、諏訪中、明星中、青陵中、良山中、高牟礼中
南部地区 (6校)	江南中、牟田山中、三瀧中、城島中、荒木中、筑邦西中

③ 久留米特別支援学校 「単独1地区」とする。

※ 3地区間の異動については、北筑後教育事務所管内市町村間交流の異動をしたものとみなす。

※ 児童生徒支援教員が加配されている学校、久留米特別支援学校で勤務経験がない職員は、本人の異動希望にかかわらず、当該学校へ異動する場合がある。

(3) 北筑後教育事務所管内他市町村の異動希望については、異動希望が有の場合は、1市町村以上を選択し、記入すること。そして、特に、希望する学校があれば、学校名を記入すること。記入がない場合は一任とみなす。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。

二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

事務局等職員等及び教職員の人事異動方針

事務局等職員等及び教職員（以下「職員」という。）の人事異動については、教育行政の適正かつ能率的な運営、学校の活性化や特色ある学校づくりなどの教育改革を推進し本県教育の充実発展を図るため、次の方針に基づいて行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。
なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。
- 6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

県費負担教職員の人事異動取扱方針

福岡県市町村立小・中・義務教育学校及び特別支援学校の教職員の人事異動については、市町村教育委員会との協働関係を維持しつつ、人事異動方針に基づき、この人事異動取扱方針により行うものとする。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、業績評価の結果を活用し、学校・地域の実態を踏まえて、適材を適所に配置する。
 - (2) 教員等の異動については、次のように取り扱い、適材を適所に配置する。
 - ア 年齢構成・男女比の適正化に努める。
 - イ 中学校においては、教科運営の適正化を図る。
 - ウ 特別支援学校には、特に人材の確保に努める。
 - エ 定員に対する過不足及び教科欠の解消を図るように努める。
 - オ 学校事務の共同実施を踏まえた職員配置に努める。
- 2 新陳代謝の促進を図り、清新の気風を醸成する。
 - (1) 校長・副校長・教頭の異動については、同一校勤務年数の適正化を図る。
 - (2) 教員等の異動については、同一市郡・同一校永年勤続者の計画的異動を図る。
- 3 広域人事を推進するとともに、人事交流を積極的に行う。
 - (1) 学校教育の活性化を図るため、教育事務所管内における市郡間交流の推進に努めるとともに、教育事務所間交流も図ることとする。この場合、教職員の通勤時間を配慮するものとする。
 - (2) 小・中学校等の異種学校間及び県立学校（高等学校、特別支援学校、中高一貫教育校）との人事交流（研修によるものを含む。）を推進する。
 - (3) 教育事務所間及び県立学校との交流は、本庁において取りまとめ、その指示するところにより異動を行うものとする。
 - (4) 教職員の過員の解消については、教育事務所間の相互交流にとどまらず、本庁において全県的な計画をもって是正を図るものとする。
- 4 長期的展望の下に、人材の適正な配置に努める。
 - (1) 特色ある学校づくりを推進するため、適切な人材の配置を行う。
 - (2) 教育上特別の配慮を必要とする学校については、実情を考慮し人事異動を行う。
 - (3) 相当年限へき地学校に勤務した者については、転任に当たりその希望を考慮する。
- 5 昇任については、学歴偏重、年功序列を排し、実力主義を旨とし、職員の士気の高揚を図る。その際、若い人材や女性の登用を積極的に行う。

なお、管理職員については、人格高潔で有能な人材を任用する。

 - (1) 管理職については、教育の実績を上げた者のうち、人格高潔であって、教育的識見に長じ、学校経営に対する積極的な姿勢と十分な力量のある者を任用する。

- (2) 新しい時代の学校にふさわしい特色ある学校づくりを推進する観点から、小・中間、中・高間等の異種学校間の管理職の交流人事を促進する。
- (3) 管理職の任用に当たって県教育委員会は教育事務所を経て市町村教育委員会と協議することとし、特に次のことに留意する。
 - ア 若い有能な校長・副校長・教頭の任用を図りながら、管理職の適正な年齢構成にも配慮する。
 - イ 女性の校長・副校長・教頭の任用を図る。
- (4) 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。
- (5) 主幹教諭・指導教諭については、配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、適切な人材の任用を図る。
- (6) 女性の主幹教諭・指導教諭の任用を図る。
- (7) 主幹教諭・指導教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

6 新規採用職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

- (1) 教員については、教員採用候補者名簿に登載された者のうちから採用する。

ただし、次の場合は、候補者名簿に登載されていない者についても別途選考し、採用することがある。

 - ア 他府県の国立大学法人及び公立学校との交流の場合
 - イ 県内の国立大学法人及び公立学校又は現に県教育委員会事務局・市町村教育委員会事務局・県教育センター等に勤務している職員（教員経験者に限る。）を採用する場合
 - ウ 栄養教諭を特別選考試験により採用する場合
- (2) 事務職員については、「福岡県職員採用試験合格者名簿」に登載された者のうちから採用する。

7 再任用職員

教職員の再任用(更新を含む。)については、再任用制度により運用する。配置に当たっては、市町村教育委員会の意見を十分聴くものとする。

* 市町村教育委員会の内申手続について

人事異動に当たっては、市町村教育委員会の内申をまっで行う。(同一市町村内の転任については、内申に基づき行う。)

- (1) 一般教職員の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長に提出するものとする。
- (2) 校長・副校長・教頭の人事については、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
- (3) 校長の意見の申し出がなされた場合は、あらかじめ教育事務所長と協議し、内申を教育事務所長を経由し教職員課長に提出するものとする。
- (4) 市町村合併が行われる地域の人事については、内申日に存する市町村教育委員会において内申するものとする。

(平成29年11月14日改正)

県費負担教職員の市町村間交流人事異動方針

福岡県教育庁北筑後教育事務所

教育事務所及び管内各市町村教育委員会の連携・協力の下、長期的な視点に立った市町村間交流を推進し、もって北筑後管内全体の学校教育の活性化を図ることを目的としてこの方針を定めるものである。

管内各市町村教育委員会においては、この方針の趣旨を尊重し、市町村間交流の推進に努めるものとする。

1 交流の目的

- (1) 管内市町村の教育水準の維持・向上及び教育の活性化
- (2) 教職員の意欲及び資質の向上
- (3) 学級減に伴う過員の解消及び定数欠、教科欠のアンバランスの解消
- (4) 時代の変化に伴う指導方法の改善に対応する管内指導体制の確立

2 交流の考え方

(1) 一般教職員

- ア 各市町村の課題により意図的、計画的な交流を行う。
- イ 市町村別の課題に応じた主任級等の交流人事を促進する。
- ウ 採用後、2以上の市町村での勤務の経験がない者については、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。

(2) 管理職員

- ア 管理職員については、原則として、在任期間中、2以上の市町村での勤務を経験するものとする。
- イ 教頭昇任時は、可能な限り、他市町村へ配置する。

3 交流の期間

管内市町村間交流の期間は、原則として3年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

4 交流者の決定

- (1) 各市町村教育委員会は、毎年度、他市町村未経験者リストを作成する。
- (2) 教育事務所は、各市町村教育委員会と協議の上、各市町村の課題に基づく要望や他市町村異動希望者の状況を勘案しながら交流者を決定する。

5 その他

- (1) 久留米市については、異動範囲が広範であり、市内異動においても市町村間異動と同等の効果を期待できることから、別紙のブロック間による異動も市町村間異動とみなす。
- (2) 本方針については、毎年度の人事異動に関する動向や各市町村教育委員会の意見を踏まえ、適宜見直すこととする。

令和 4 年度 教職員異動調査書 (個人票)

学校名	立学校	職名	(フリガナ)	氏名	(フリガナ)	性別	年齢 (生年月日)	歳
現住所	小学校区 ()	現在の通勤方法	有 (出産月頃)	妊娠の有無	育休希望の有無	有	分	km
免状	種別	担当学年	現任校の勤務年数	年	年	年	年	年
	免除理由	担当教科	年組	年	年	年	年	年
可離職資格の有無	有	無	有	無	有	無	有	無
北筑後管内に勤務する配偶者及び三親等内の教職員氏名	氏名	市町村名	学校名	転出希望提出状況 (県立学校)	中学校・中等教育学校・高等学校	地区	校種	特別支援学校 (幼・小・中)
異動希望	理由 (他市町村含む)	有	無 (やむを得ず)	有	無 (やむを得ず)	有	無	有
	管外転出希望の有無	有	無	有	無	有	無	有
降任希望の有無	市郡名 (事務所管外)	第 1 希望	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡
	第 2 希望	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡
第 3 希望	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡	市郡
特別支援学校	有	無	有	無	有	無	有	無
長期派遣	有	無	有	無	有	無	有	無
研究希望	有	無	有	無	有	無	有	無
再任用	有	無	有	無	有	無	有	無

職 歴

勤務先	職名	期 間	年 数
1		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
2		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
3		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
4		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
5		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
上記以外		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
その他		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
市町村勤務歴		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
上記以外		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
その他		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで
勤務歴		昭和・平成・令和 昭和・平成・令和	日から 日まで

異動・勤務等
について
特に配慮して
欲しいこと

整理番号

第 5 2 号 議 案

令 和 4 年 度 久 留 米 市 立 高 等 学 校 教 職 員 人 事 異 動 方 針 に つ い
て

上 記 の 議 案 を 提 出 す る 。

令 和 3 年 1 1 月 1 9 日

教 育 長 井 上 謙 介

提 案 理 由

地 方 教 育 行 政 の 組 織 及 び 運 営 に 関 す る 法 律 (昭 和 3 1 年 法 律 第 1 6
2 号) 第 2 1 条 第 3 号 の 規 定 に よ り 、 令 和 4 年 度 久 留 米 市 立 高 等 学 校
教 職 員 人 事 異 動 方 針 を 定 め よ う と す る も の で あ る 。

令和4年度

人事異動方針

—久留米市立高等学校教職員—

久留米市教育委員会

令和4年度人事異動方針

－久留米市立高等学校教職員－

久留米市立高等学校教職員の人事異動については、生徒数の減少や変化の激しい時代の中で、歴史と伝統に培われた両校の優れた教育活動をさらに充実、発展させ、生徒の希望する進路の実現を図るとともに、「久留米市教育振興プラン」に基づき、市立高校としての存在感あふれる特色ある学校づくりを推進するため、次の方針によって行う。

- 1 適材適所を旨とし、職員構成の適正化と充実を図る。
- 2 学校の活性化や特色ある学校づくりに対応するため、長期的展望の下に人材の適正な配置に努める。
- 3 教職員の能力開発と意識改革を図るため、県立学校との人事交流を積極的に推進する。
- 4 管理職の任用に当たっては、長期的視野に立って、人格高潔で有能な人材の確保に努める。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- 5 新規採用教職員の配置に当たっては、その育成を考慮して行う。

令和4年度人事異動取扱要綱

－ 久留米市立高等学校教職員 －

久留米市立高等学校教職員の人事異動方針に基づき、人事異動取扱要綱を次のように定める。

1 異動等について

(1) 教職員の意欲と能力の活用

- ア 教職員の年齢構成の適正化や教科運営の効率化等を考慮した適材適所の配置を進める。
- イ 教職員の意欲に応え、その能力を活用できる組織環境の充実を図る。
- ウ 教職員の資質、能力の向上及び業務の継続性、発展性等を考慮して計画的かつ適切に対応する。

(2) 人事異動対象者の条件

同一校10年以上の勤続者は、原則として異動対象者として取り扱う。
なお、同一校の勤務が10年未満であっても、人事異動の対象となることがある。

(3) 地方自治法による三井中央高等学校への派遣

三井中央高等学校の学校運営が円滑に行えるよう、地方自治法第252条の17の規定に基づき、校務分掌や教科等を考慮したうえで必要とする人材を派遣する。

(4) 教職員の能力開発と意識改革の推進

- ア 市立高校間の人事異動及び県立高校との長期派遣研修の充実を図り、職務経験機会の拡大に努める。
- イ 同一校における長期勤続者の人事異動等の促進に努めるとともに、積極的異動希望者の発掘とその異動等の実現を図る。

2 昇任・降任及び採用について

(1) 校長・教頭の任用について

- ア 管理職は人格高潔であって、教育的識見に長じ、統率力、先見性に優れ、学校の管理・運営に対する積極的な熱意と十分な力量がある者について選考する。その際、年齢、性別にとらわれず、管理職として学校の活性化に能力を発揮できる人材の登用を積極的に図る。
- イ 管理職の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(2) 主幹教諭・指導教諭の任用について

ア 配置による学校の活性化、校務の効率化を図る観点から、年齢、性別にとらわれず、適切な人材の任用を図る。

イ 主幹教諭の降任を希望する者については、本人の希望を尊重する。

(3) 新規採用教職員の任用について

教職員は、学校の活性化、特色化の課題に対応し得るように、教職員構成等を考慮し、原則として、令和4年度久留米市立高等学校教員採用候補者名簿に登載された者から採用する。配置に当たっては、その育成に配慮する。

(4) 再任用職員の任用について

教職員の再任用（更新を含む。）については、選考によるものとし、校長からの意見を聴き教育委員会で決定する。なお、配置に当たっては、必ずしも退職時勤務校に任用されるとは限らない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。

三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。

（五～十九 省略）

（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

（3～4 省略）

○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則（抜粋）

（委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育の基本方針を定めること。
- (2) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び移管を決定すること。
- (3) 重要な教育財産の取得及び処分に係る計画を決定すること。
- (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
- (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

（次号以下 略）

（臨時代理）

第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。

- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認を受けなければならない。

第 5 3 号 議 案

令和 3 年度 教育費 1 2 月 補正 予算（第 9 号）に係る 意見の
申出 について

上記の 議案を 提出する。

令和 3 年 1 1 月 1 9 日

教育長 井 上 謙 介

提案理由

令和 3 年度 教育費 1 2 月 補正 予算（第 9 号）について、地方 教育行
政の 組織 及び 運営 に関する 法律（昭和 3 1 年 法律 第 1 6 2 号）第 2 9
条の 規定に 基づき、市長 から 意見 を 求められた ものである。

令和 3 年度教育費 1 2 月補正予算（第 9 号）に係る意見の
申出について

令和 3 年度教育費 1 2 月補正予算（第 9 号）について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第1表 歳入歳出予算補正（抜粋）
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	1 国庫負担金	千円 20,627,009	千円 139,836	千円 20,766,845
	2 国庫補助金	千円 13,230,777	千円 77,436	千円 13,308,213
17 県支出金	2 県補助金	千円 6,892,332	千円 △ 92,224	千円 6,800,108
19 寄附金	1 寄附金	千円 2,745,941	千円 45,740	千円 2,791,681
20 繰入金	2 基金繰入金	千円 7,132,538	千円 △ 35,420	千円 7,097,118
22 諸収入	6 雑入	千円 2,118,524	千円 △ 29,980	千円 2,088,544
23 市債	1 市債	千円 12,175,961	千円 84,300	千円 12,260,261

※ 「16 国庫支出金－1 国庫負担金」のうち補正額8,336千円が教育委員会分
 ※ 「16 国庫支出金－2 国庫補助金」のうち補正額16,051千円が教育委員会分
 ※ 「17 県支出金－2 県補助金」のうち補正額△92,224千円が教育委員会分
 ※ 「19 寄附金－1 寄附金」のうち補正額△3,760千円が教育委員会分
 ※ 「20 繰入金－2 基金繰入金」のうち補正額△35,420千円が教育委員会分
 ※ 「22 諸収入－6 雑入」のうち補正額△4,759千円が教育委員会分
 ※ 「23 市債－1 市債」のうち補正額8,500千円が教育委員会分

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費	1 教育総務費	千円 1,916,065	千円 △ 2,309	千円 1,913,756
	2 小学校費	千円 3,217,546	千円 6,946	千円 3,224,492
	3 中学校費	千円 1,336,359	千円 △ 795	千円 1,335,564
	4 特別支援学校費	千円 315,702	千円 △ 294	千円 315,408
	5 高等学校費	千円 1,424,937	千円 △ 11,018	千円 1,413,919
	6 社会教育費	千円 3,705,644	千円 △ 73,262	千円 3,632,382
	7 保健体育費	千円 1,179,021	千円 △ 128,117	千円 1,050,904
11 災害復旧費	3 文教施設災害復旧費	千円 0	千円 17,000	千円 17,000

※ 上記は、事業費のほか、人件費の補正を含む

第2表 繰越明許費補正（抜粋）

（追加）

款	項	事業名	金額
1 1 災害復旧費	3 文教施設 災害復旧費	小学校施設災害復旧事業にかかる工事費	17,000 千円

第3表 債務負担行為補正（抜粋）

（追加）

事 項	期 間	限度額
GIGAスクール校内ネットワーク及び 端末運用保守業務委託料	令和4年度 令和5年度 から	千円 98,800

第4表 地方債補正（抜粋）

（変更）

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額		限度額	
災害復旧事業	千円	203,800	千円	250,300

※ 上記のうち補正額8,500千円が教育委員会分

令和3年度12月補正予算 調整資料(コロナ対応分)

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源 国県支金 地方 地 千円	財源 その他 千円	財源 一般財源 千円	要 求 内 容	令和3年度 当初予算額 千円																																															
款項目:10-2-1 10-3-1 10-4-1 10-5-1	10,000	10,000		0	<p>◎感染症予防対策事業 (令和2年度国三次補正分・感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)</p> <p>10,000千円</p> <p>本事業については、令和2年度3月議会にて補正予算(繰越明許費含む)を議決し、令和3年度に、コロナ禍において学校活動を継続するために必要な消耗品や備品を購入しているところである。</p> <p>今回、本事業について、文科省より補助上限額の増額が示されたため、その増額分について補正するもの。</p>	<p>【参考】 80,000 (R2繰越)</p>																																															
<p>感染症予防対策事業 (学校保健課)</p>																																																					
					<p>【配当額】 ○学校ごとの補助上限額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>区分</th> <th>校数</th> <th>1校ごとの上限額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td>501人以上</td> <td>13</td> <td>1,800,000円</td> <td>23,400,000</td> </tr> <tr> <td>301-500人</td> <td>13</td> <td>1,350,000円</td> <td>17,550,000</td> </tr> <tr> <td>300人以下</td> <td>18</td> <td>900,000円</td> <td>16,200,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校</td> <td>501人以上</td> <td>6</td> <td>1,800,000円</td> <td>10,800,000</td> </tr> <tr> <td>301-500人</td> <td>7</td> <td>1,350,000円</td> <td>9,450,000</td> </tr> <tr> <td>特別支援</td> <td>300人以下</td> <td>4</td> <td>900,000円</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td></td> <td>1</td> <td>3,600,000円</td> <td>3,600,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2,700,000円</td> <td>5,400,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>64</td> <td></td> <td>90,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位:円</p>	校種	区分	校数	1校ごとの上限額	計	小学校	501人以上	13	1,800,000円	23,400,000	301-500人	13	1,350,000円	17,550,000	300人以下	18	900,000円	16,200,000	中学校	501人以上	6	1,800,000円	10,800,000	301-500人	7	1,350,000円	9,450,000	特別支援	300人以下	4	900,000円	3,600,000	高校		1	3,600,000円	3,600,000			2	2,700,000円	5,400,000			64		90,000,000	
校種	区分	校数	1校ごとの上限額	計																																																	
小学校	501人以上	13	1,800,000円	23,400,000																																																	
	301-500人	13	1,350,000円	17,550,000																																																	
	300人以下	18	900,000円	16,200,000																																																	
中学校	501人以上	6	1,800,000円	10,800,000																																																	
	301-500人	7	1,350,000円	9,450,000																																																	
特別支援	300人以下	4	900,000円	3,600,000																																																	
高校		1	3,600,000円	3,600,000																																																	
		2	2,700,000円	5,400,000																																																	
		64		90,000,000																																																	
					<p>【参考】 ○増額前の補助上限額(3月補正時)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>区分</th> <th>校数</th> <th>1校ごとの上限額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">小学校</td> <td>501人以上</td> <td>13</td> <td>1,600,000円</td> <td>20,800,000</td> </tr> <tr> <td>301-500人</td> <td>13</td> <td>1,200,000円</td> <td>15,600,000</td> </tr> <tr> <td>300人以下</td> <td>18</td> <td>800,000円</td> <td>14,400,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中学校</td> <td>501人以上</td> <td>6</td> <td>1,600,000円</td> <td>9,600,000</td> </tr> <tr> <td>301-500人</td> <td>7</td> <td>1,200,000円</td> <td>8,400,000</td> </tr> <tr> <td>特別支援</td> <td>300人以下</td> <td>4</td> <td>800,000円</td> <td>3,200,000</td> </tr> <tr> <td>高校</td> <td></td> <td>1</td> <td>3,200,000円</td> <td>3,200,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>2,400,000円</td> <td>4,800,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>64</td> <td></td> <td>80,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位:円</p>	校種	区分	校数	1校ごとの上限額	計	小学校	501人以上	13	1,600,000円	20,800,000	301-500人	13	1,200,000円	15,600,000	300人以下	18	800,000円	14,400,000	中学校	501人以上	6	1,600,000円	9,600,000	301-500人	7	1,200,000円	8,400,000	特別支援	300人以下	4	800,000円	3,200,000	高校		1	3,200,000円	3,200,000			2	2,400,000円	4,800,000			64		80,000,000	
校種	区分	校数	1校ごとの上限額	計																																																	
小学校	501人以上	13	1,600,000円	20,800,000																																																	
	301-500人	13	1,200,000円	15,600,000																																																	
	300人以下	18	800,000円	14,400,000																																																	
中学校	501人以上	6	1,600,000円	9,600,000																																																	
	301-500人	7	1,200,000円	8,400,000																																																	
特別支援	300人以下	4	800,000円	3,200,000																																																	
高校		1	3,200,000円	3,200,000																																																	
		2	2,400,000円	4,800,000																																																	
		64		80,000,000																																																	
					<p>学校保健特別対策事業費補助金 小・中・高・特別支援学校において、感染症対策に係る保健衛生用品、児童生徒の学習保障支援に必要な物品等の購入経費及び教職員の研修に係る経費を補助</p> <p>◎ 補助率 2分の1 ◎ 補助対象経費 90,000千円(令和3年8月31日追加) ◎ 補助金額 45,000千円(令和3年8月31日追加)</p> <p>※令和2年度3月補正で補助対象経費80,000千円議決済</p>																																																

要求事項	予算要求額 千円	財源 内訳	内訳	要 求 内 容	令和3年度 当初予算額 千円
款項目:11-3-1 小学校施設災害復旧 事業 (学校施設課)	17,000	国県支出金 8,336 地方 8,500 その他 164	<p>災害復旧事業費負担金(国) 充当率:2/3</p> <p>補助災害復旧事業費 充当率:100% 4,100千円 単独災害復旧事業費 充当率:100% 4,400千円</p> <p>◎繰越明許費(追加) 工事費 17,000千円</p>	<p>◎小学校施設災害復旧事業 17,000千円</p> <p>台風14号で被災した大善寺小学校施設(屋上防水の破損による校舎の防水機能の悪化、設備配管の損壊)を復旧するため、工事費を補正するもの。また、年度内の事業完了が見込まれないため、繰越明許費を設定するもの。</p> <p>○ 工事請負費 17,000千円</p> <p>※国庫負担金申請予定(補助は防水シートの剥がれた部分のみ及び設備分が対象)</p> <p>※査定設計1,000千円は予備費対応</p>	0
屋上防水の破損					
配管の損壊					
<p>大善寺小学校敷地図</p>					
<p>屋上防水の破損+配管損壊</p>					
<p>配管の損壊</p>					
<p>屋上防水の破損+配管損壊</p>					

令和3年度12月補正予算 調整資料(コロナ対応分)

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源			内訳	要 求 内 容	令和3年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	その他一般財源 千円			
款項目：10-1-2 【戦略事業】 教育ICT活用事業 (教育ICT推進課)	6,600	6,600		0		◎教育ICT活用事業 ○モバイルWi-Fiルーターの整備 休校等におけるコンピュータ端末の持ち帰り学習を円滑に実施するため、インターネット環境が整っていない家庭への貸与用ルーターを整備するとともに、様々な学習用として活用し、誰一人取り残さない学びの実現を図る。 モバイルWi-Fiルーター購入 12千円×500台×1.1＝6,600千円	194,580
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 公立学校情報機器整備費補助金(国) 補助率：定額 地方創生臨時交付金(国) 補助率：10/10 </div>							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> ①令和3年5月に実施した調査で「Wi-Fi環境が無い」と回答した家庭にルーターを貸し出すために必要な台数の整備。 1,398世帯(Wi-Fi環境が無い家庭)－1,100台(ルーター在庫数)＝298台 ②未光エリアだった地域(北野・城島・三瀬)の学校で、「Wi-Fi環境がある」と回答した者のうち、小3以上の1割程度が通信量不足によりルーター借用を希望すると推測。 2,072世帯(未光エリア地域校の小3～中3でWi-Fi環境がある家庭)×1割＝207台 計 約500台 </div>							

令和3年度12月補正予算 調整資料(通常分)

教育部

要求事項	予算要求額 千円	財源				要 求 内 容	令和3年度 当初予算額 千円
		国庫支出金 千円	地方 千円	価 値 千円	其 他 千円		
款項目：10-1-2 【戦略事業】 教育ICT活用事業 (教育ICT推進課)							
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎債務負担行為の設定(新規)</p> <p>◎名称：GIGAスクール情報通信ネットワーク 及び端末運用保守業務委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：令和4年度から令和5年度まで ・限度額：98,800千円 </div>					<p>◎GIGAスクール情報通信ネットワーク環境及び端末の運用保守</p> <p>GIGAスクール構想等に基づき整備を進めている情報通信ネットワーク環境及び端末について、円滑かつ確実に運用していくため、運用保守事業について業務委託を行うもの。</p> <p>本年度中に業者選定及び契約を締結するため、12月補正にて債務負担行為の設定を行うもの。</p> <p>なお、年度末・始めの事務過多の時期の運用を確実かつ円滑に行うため、契約期間を令和4年4月1日～令和5年8月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">○運用保守</p> <p style="text-align: right;">98,736,000円 (年間ベース：69,696千円) (【参考】R3契約額：30,800千円)</p>		
					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>令和3年度業務委託の仕様内容と令和3年度上半期の事務実態を踏まえ、追加だけでなく削減の視点をもって仕様項目及び事務量の精査を行った(詳細は別紙)。</p> <p>現行契約(30,800千円(税抜：28,000千円))に加え、主に下記の項目を削減・追加・拡充。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプデスク(▲3,835千円) ・回線増強対応・ルータ無線AP設定変更(4,301千円) ・アカウント登録・削除(2,917千円) ・授業支援ソフト・学習ドリル運用関連支援等(5,590千円) ・端末保守(故障対応等)(16,876千円) ・iPadの設定変更・ソフト運用支援(2,360千円)など ※()内は税抜 </div>		

○年額ベース比較

区分	令和3年度当初	千円/年	令和3年度上半期の状況	令和4年度予定	千円/年	R3との差
ヘルプデスク	ネットワーク	284	ネットワーク	ネットワーク	928	644
	端末	5,197	端末	端末	6,029	832
	その他	9,595	その他	その他	4,284	▲5,311
ネットワーク	管理コンソール上の監視等	6,084	管理コンソール上の監視等	管理コンソール上の監視等	5,014	▲1,070
	現地対応	1,914	現地対応	現地対応	2,527	613
	予備機(通信機器)管理	39	予備機(通信機器)管理	予備機(通信機器)管理	39	0
	アップデート・災害時対応	484	アップデート・災害時対応	アップデート・災害時対応	484	0
	—	—	各種課題改善対応	各種課題改善対応	195	195
	—	—	—	回線増強対応	1,560	1,560
	—	—	—	ルータ・無線 AP 設定変更	2,741	2,741
端末運用	アカウント登録・削除	806	— (市側の情報提供体制が整わず)	アカウント登録・削除	3,723	2,917
	パスワード再発行支援	1,040	パスワード再発行支援	パスワード再発行支援	1,622	582
	端末設定管理・変更(年10回)等	1,274	端末設定管理・変更(年10回)等	端末設定管理・変更(年20回)等	3,588	2,314
	—	—	各種課題改善対応	各種課題改善対応	195	195
	—	—	Chromebook(実証校分)の故障対応	—	—	—
	—	—	Classroom 運用関連支援	Classroom 運用関連支援	65	65
	—	—	授業支援ソフト運用関連支援	授業支援ソフト(チエル) 運用関連支援	182	182
	—	—	—	学習ドリルソフト(ミラード)運用関連支援	1,144	1,144
	—	—	—	教育クラウド(OPE)運用関連支援	3,055	3,055
	—	—	—	各種ソフト不具合対応	1,092	1,092
	—	—	—	モバイルルータ貸出管理	117	117
	iPad(GIGA 分)の故障時対応	104	— (iPad が未整備)	iPad(GIGA 分)の故障時対応	624	520
	—	—	iPad(既存分)の設定変更等対応	iPad(既存分)の設定変更等対応	20	20
	—	—	—	iPad(GIGA 分)の設定変更	1,300	1,300
—	—	—	iPad(GIGA 分)のソフト運用関連支援	520	520	
端末保守				故障対応(実証校分含む)	16,778	16,778(▲11,025)
				端末管理台帳更新	98	98(▲292)
テレワーク・ネットワーク運用保守・端末運用	26,821			テレワーク・ネットワーク運用保守・端末運用保守	57,924	31,103
諸経費(上記業務分)	1,179			諸経費(上記業務分+マニュアル改訂・作成)	5,436	4,257
消費税	2,800			消費税	6,336	3,536
合計	30,800			合計	69,696	38,896

教育ICT推進課	各種環境改善に向けた情報収集・検証	各種環境改善に向けた情報収集・検証	各種環境改善に向けた情報収集・検証	
	学校の管理業務支援(アカウント・ソフト・端末)	学校の管理業務支援(アカウント・ソフト・端末)	学校の管理業務支援(アカウント・ソフト・端末)	
	授業支援(指導主事・職員)	授業支援(指導主事)	授業支援(指導主事・職員)	
	職員研修対応	職員研修対応	職員研修対応	
	Googleパートナー自治体・GIGA協議会	Googleパートナー自治体・GIGA協議会	Googleパートナー自治体・GIGA協議会	
	各種通知・調査等対応	各種通知・調査等対応	各種通知・調査等対応	
	—	アカウント登録・削除	—	
	—	各種設定変更(端末)*URLブロック等	—	
	—	授業支援ソフト(チエル) 運用関連支援	—	
	—	学習ドリルソフト(ミラード)運用関連支援	—	
	—	教育クラウド(OPE)運用関連支援	—	
	—	各種ソフト不具合対応	—	
—	モバイルルータ貸出管理	—		

令和3年度12月補正予算 調整資料(減額補正)

市民文化部

要求事項	予算要求額 千円	財源	内訳	記	要 求 内 容	令和3年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方 千円	その他 千円		
款項目:10-6-1 一般事業 体験活動推進事業 (生涯学習推進課)	▲ 2,900				▲ 2,900千円 ◎少年の翼補助金 新型コロナウイルスの影響で補助対象事業(少年の翼:8月)が中止となつたため、減額補正するもの。	2,900
款項目:10-6-1 戦略事業 久留米入城400年事業 (文化財保護課)	▲ 9,118	▲ 549		▲ 8,519	50 ◎久留米入城400年事業記念式典委託料 ▲ 9,118千円 新型コロナウイルスの影響で久留米入城400年事業記念式典が中止となつたため、減額補正するもの。	12,440
款項目:10-7-1 戦略事業 MICE誘致推進事業 (体育スポーツ課)	▲ 127,644	▲ 92,224		▲ 35,420	0 ◎オリンピック・パラリンピック事前キャンプ等事業費補助金 ▲ 127,644千円 新型コロナウイルスの影響で、オリパラ実行委員会への補助金の大幅な執行残が見込まれることから減額補正するもの。	197,644

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月三十日)

(法律第百六十二号)

(教育委員会の意見聴取)

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

教育委員会後援事業等に関する報告

R3.10.13からR3.11.4受付分まで
※区分の★は新規に申請があったもの

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	作品募集期間 令和3年9月13日(月)～ 令和4年1月14日(金)	第2回協会けんぽ 健康か べ新聞コンクール	全国健康保険協会 福 岡支部	なし	後援★	学校教育 課
2	令和3年11月22日(月) 13:50～16:50	福岡県児童画展久留米市 審査	久留米市小学校図画工 作教育研究会	東部:北野小学校体 育館 中部:上津小学校体 育館・南薫小学校体 育館 南部:みづま体育館	後援	学校教育 課
3	令和4年3月19日(土)～ 令和4年5月5日(木) 合計8回	2022年 春「能古島自然教 室」	能古島青少年育成協会	福岡市西区能古島 及びのこのしまアイラ ンドパーク内	後援	学校教育 課
4	令和3年11月7日(日) 9:45～15:00	第20回 ポレポレ祭り	ポレポレ祭り実行委員会	オンライン	後援	生涯学習 推進課
5	令和3年11月11日(木)、12月 11日(土)、令和4年1月13日 (木)、2月12日(土) 10:00～12:00	子育てセミナー	家庭倫理の会久留米市	えーるピア久留米	後援	生涯学習 推進課
6	令和3年10月23日(土)～ 12月5日(日) 9:00～17:00	グリーンマルシェ 秋の植 木祭	くるめ緑花センター協同組	くるめ緑花センター	後援	生涯学習 推進課
7	令和4年2月13日(日) 13:00～16:00	第6回クラシックギター定 期演奏会	久留米市民ギター室内 合奏団 夢弦	えーるピア久留米 視聴覚ホール	後援	生涯学習 推進課
8	令和3年11月20日9:00～ 11月21日(日)16:00	第32回九州さつき盆栽展	九州さつき愛好会	久留米リサーチパー ク	後援	生涯学習 推進課
9	令和3年12月1日(水)、2日 (木)18:00～21:00	ブリヂストン吹奏楽団久留 米 第51回久留米定期演 奏会	ブリヂストン吹奏楽団久 留米	石橋文化ホール	後援	生涯学習 推進課
10	令和3年12月5日(日) 10:00～14:30	高等学校ビブリオバトル福 岡県大会	よかたい図書館共同事 業体	福岡市総合図書館	後援★	学校教育 課

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
11	令和3年11月13日(土) 10:00~12:00	なかよしlab.	一般社団法人ゆう悠	オンライン配信	後援★	学校教育課
12	令和4年1月29日(土) 14:00~16:00	発達障害早期総合支援事業(くるめサマー・トリートメント・プログラム)	NPO法人くるめSTP	Zoomによるオンラインセミナー	後援★	学校教育課
13	令和3年12月5日(日) 14:00~15:30	田主丸町文化協会主催事業「名曲コンサート 于波トリオ」	田主丸町文化協会	久留米市田主丸複合文化施設そよ風ホール	後援	田主丸事務所

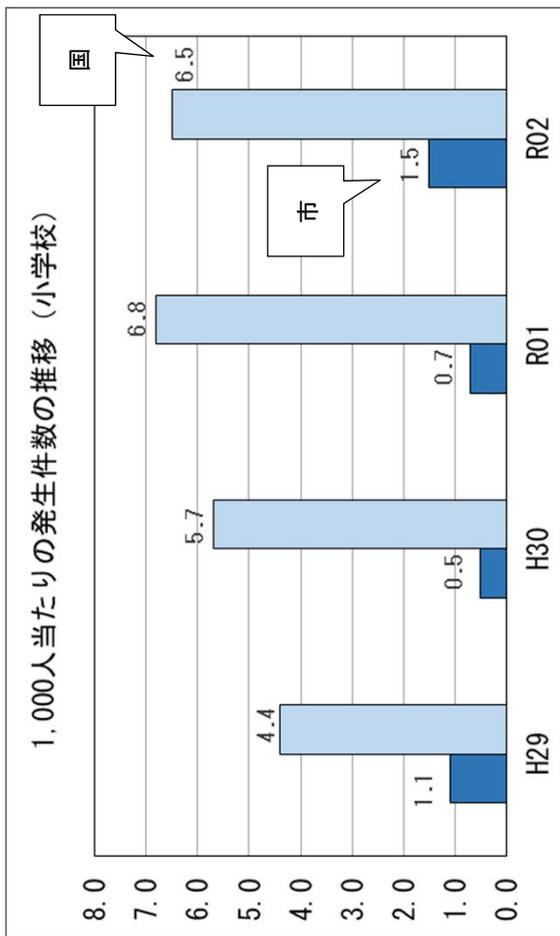
令和2年度 児童生徒の問題行動・不登校等に関する調査結果について

1 暴力行為

小学校

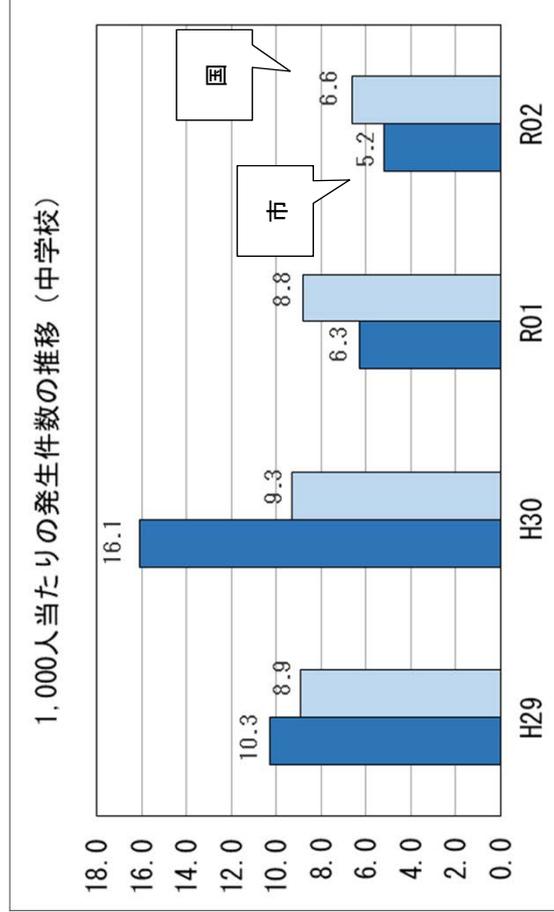
項目	H29	H30	R01	R02
市	18	8	12	26
発生率	1.1	0.5	0.7	1.5
国	27,696	35,910	43,614	41,056
発生率	4.4	5.7	6.8	6.5

* 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数です。



中学校

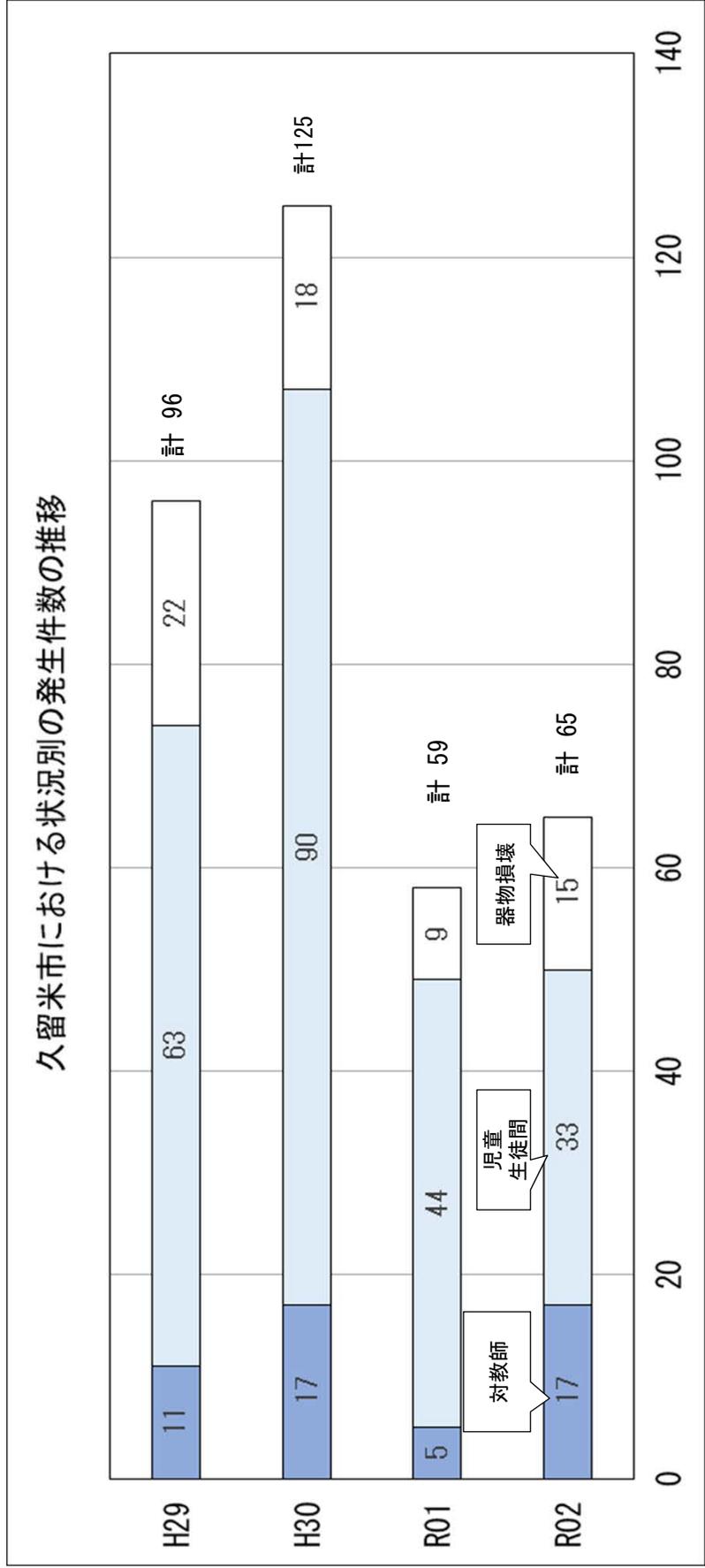
項目	H29	H30	R01	R02
市	78	117	47	39
発生率	10.3	16.1	6.3	5.2
国	27,511	28,062	28,518	21,293
発生率	8.9	9.3	8.8	6.6



久留米市における状況別の発生件数（小中合計）

項目	H29	H30	R01	R02
対教師	11	17	5	17
児童生徒間	63	90	44	33
対人	0	0	1	0
器物損壊	22	18	9	15
合計	96	125	59	65

久留米市における状況別の発生件数の推移



2 いじめ

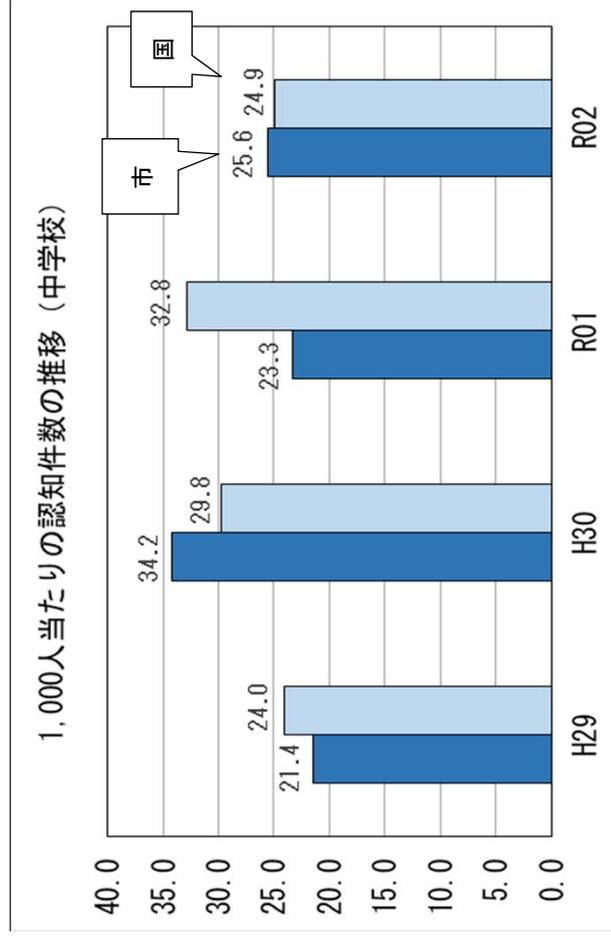
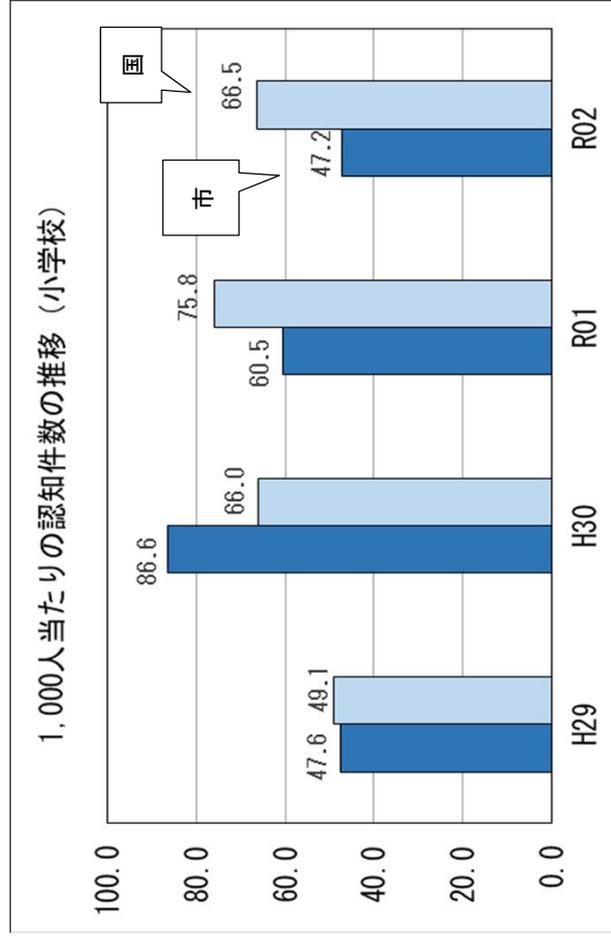
小学校

項目	H29	H30	R01	R02
認知件数	795	1,453	1,021	806
認知率	47.6	86.6	60.5	47.2
認知件数	317,121	425,844	484,545	420,897
認知率	49.1	66.0	75.8	66.5

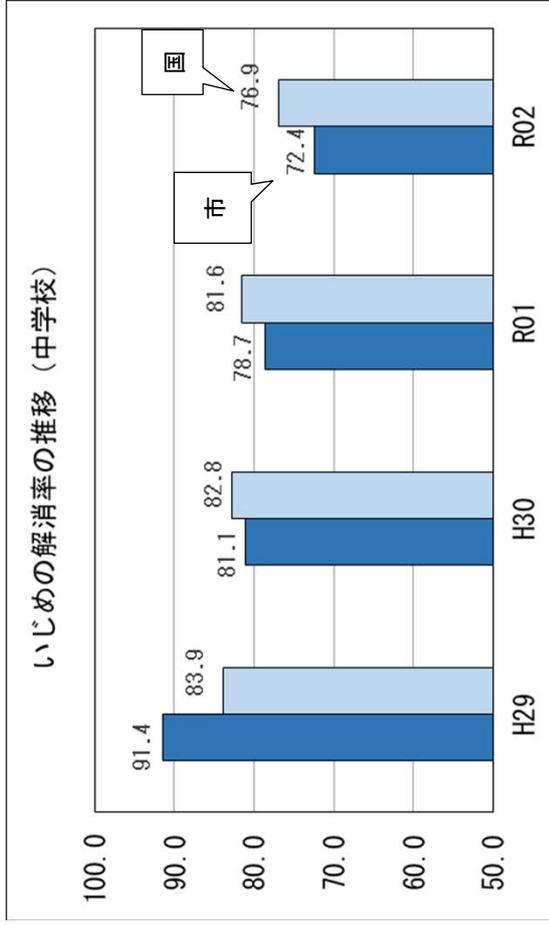
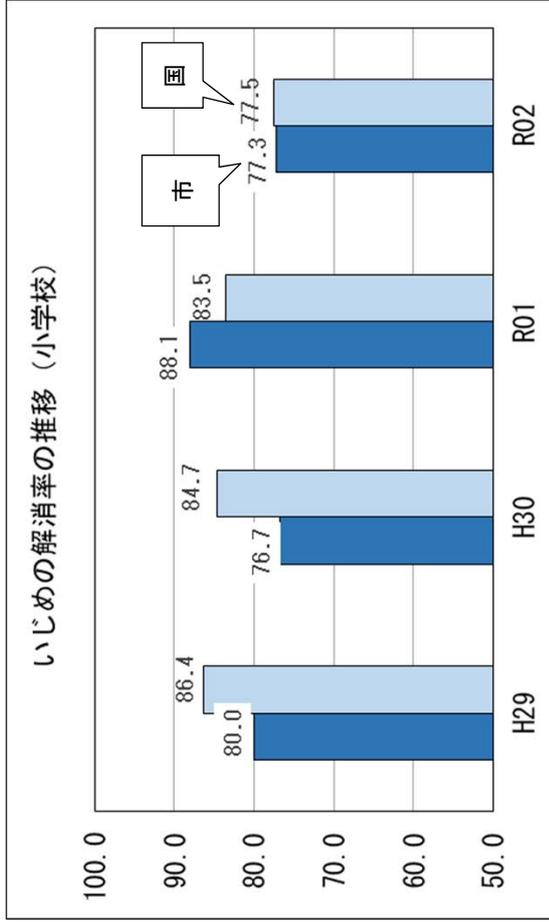
*1 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数です。

中学校

項目	H29	H30	R01	R02
認知件数	162	249	174	192
認知率	21.4	34.2	23.3	25.6
認知件数	80,424	97,704	106,524	80,877
認知率	24.0	29.8	32.8	24.9



いじめの解消率（認知件数に対する解消件数の割合）



* 国は公立学校の数値です。（下表も同じ）

いじめの態様（認知件数に対する割合・複数回答可）

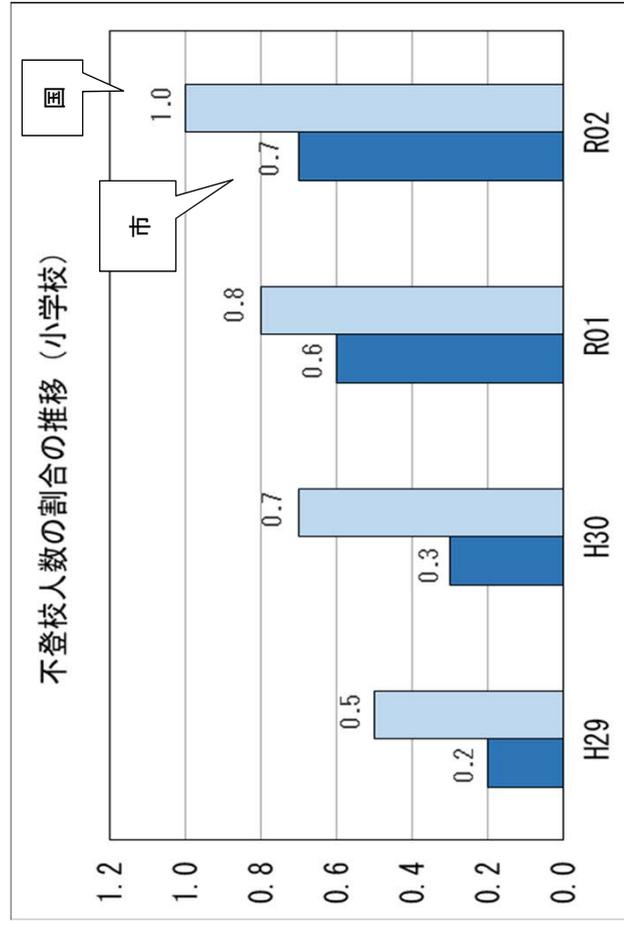
	市		国
	小学校	中学校	小学校
冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	69.2	64.6	63.2
仲間はずれ、集団による無視をされる	9.2	7.8	10.4
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	24.6	10.9	13.8
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	4.0	5.7	4.6
金品をたかられる	0.6	2.6	1.0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	4.0	8.3	5.0
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	5.3	4.7	7.4
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	0.6	11.5	10.6
その他	3.8	7.8	3.5

3 不登校

小学校

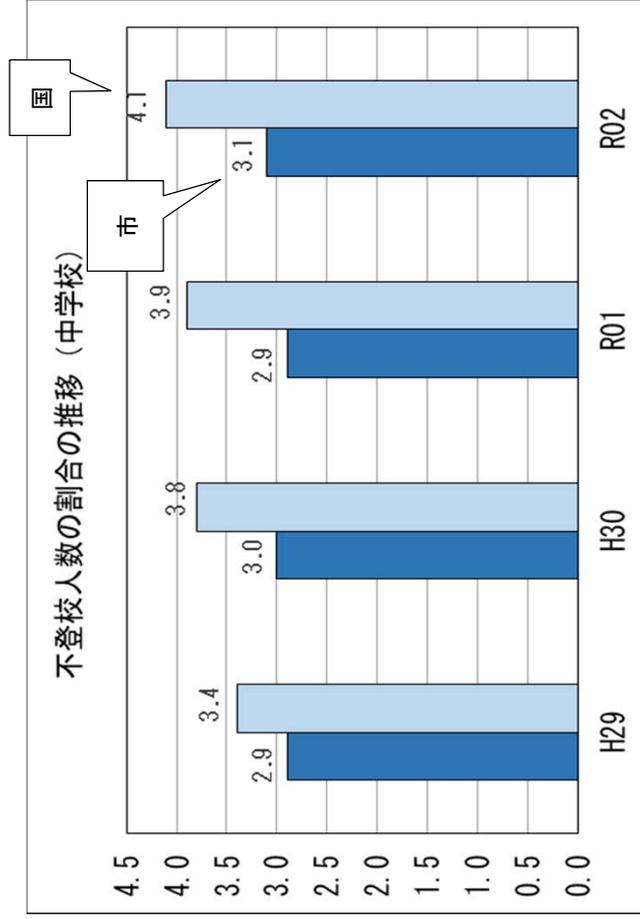
項目	H29	H30	R01	R02
不登校人数	38	46	107	136
割合	0.2	0.3	0.6	0.7
不登校人数	34,732	44,471	53,350	63,350
割合	0.5	0.7	0.8	1.0

* 割合は、在籍児童生徒数における不登校人数の割合です。

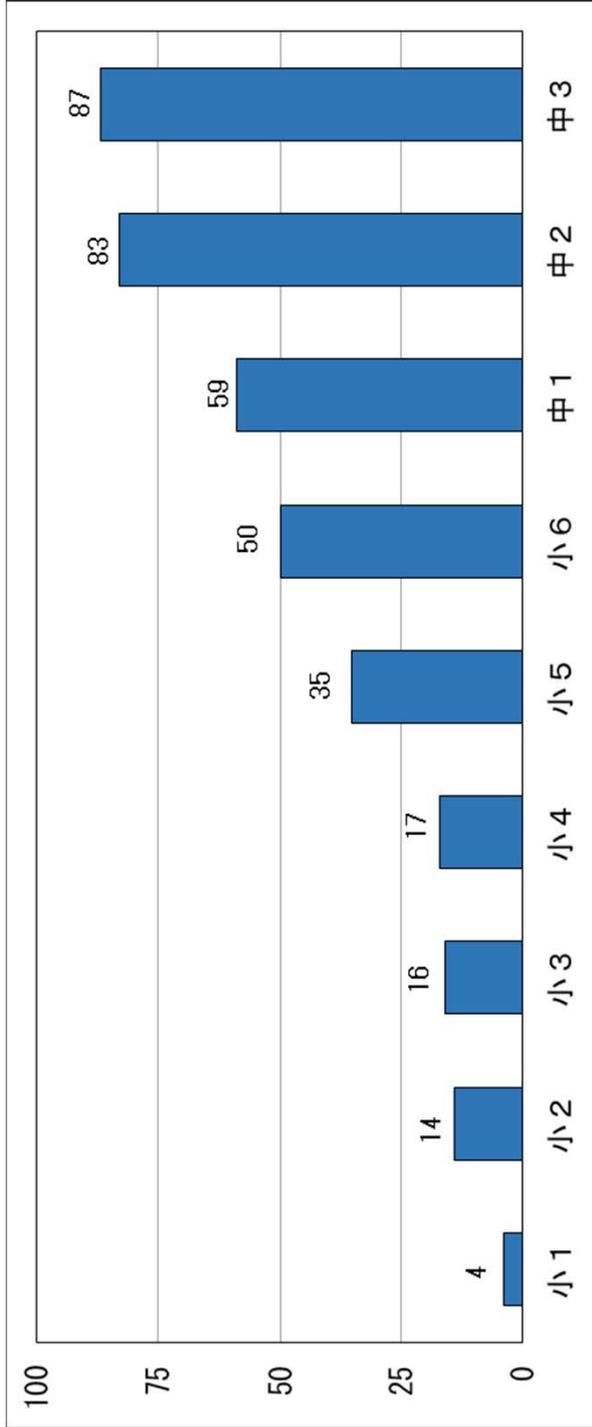


中学校

項目	H29	H30	R01	R02
不登校人数	218	216	215	229
割合	2.9	3.0	2.9	3.1
不登校人数	104,295	114,379	127,922	132,777
割合	3.4	3.8	3.9	4.1



久留米市における学年別の不登校人数の状況



不登校からの復帰者の状況

項目	H29	H30	R01	R02
小学校	人数	23	27	22
	割合	21.1	25.2	16.2
中学校	人数	100	112	119
	割合	37.6	52.1	51.9
合計	人数	123	139	141
	割合	35.2	43.2	38.6

*1 割合は、不登校人数における復帰者の割合(%)です。

*2 復帰者は、登校できるようになった者及び登校日数が増えた者です。

小学校

区分	市	全国
⑩ 無気力・不安	<u>40.5</u>	46.4
⑨ 家庭に係る状況	<u>19.9</u>	20.0
⑪ 生活リズムの乱れ・あそび・非行	<u>14.7</u>	14.0
② いじめを除く友人関係をめぐる問題	6.6	6.7
⑫ その他	5.9	4.8
① 学業の不振	<u>4.4</u>	3.2
③ 学校のきまり等をめぐる問題	2.9	0.7
④ 入学、転編入学、進級時の不適応	2.2	1.8
⑤ 進路に係る不安	2.2	0.2
⑥ 教職員との関係をめぐる問題	0.7	1.9
⑦ クラブ活動、部活動等への不適応	0	0
⑧ いじめ	0	0.3

中学校

区分	市	全国
⑩ 無気力・不安	32.8	47.5
② いじめを除く友人関係をめぐる問題	22.3	12.6
⑪ 生活リズムの乱れ・あそび・非行	14.0	11.1
⑨ 家庭に係る状況	12.7	10.4
⑫ その他	6.9	4.6
① 学業の不振	6.6	6.4
⑤ 進路に係る不安	1.7	1.0
④ 入学、転編入学、進級時の不適応	1.3	3.9
③ 学校のきまり等をめぐる問題	0.9	0.8
⑥ 教職員との関係をめぐる問題	0.4	0.9
⑦ クラブ活動、部活動等への不適応	0.4	0.6
⑧ いじめ	0.0	0.2

* 1 市の割合が高い順に記載

* 2 区分の項目から1つを選択(単位%)

* 3 区分中①～⑧は学校に係る状況、⑨は家庭に係る状況、⑩～⑫は本人に係る状況です。

久留米市立図書館の特別整理期間に伴う休館日の設定について

1 内容

図書館資料の蔵書点検のため、毎年定期的に行っている規則上の休館日である特別整理期間を設けるもの。なお、市民がいずれかの図書館を利用できるよう、館ごとに異なった休館日を設定する。

2 期間

特別整理期間に伴う休館日

令和4年1月25日（火）～令和4年2月19日（土）

図書館名	休館日
北野図書館	令和4年1月25日（火）～1月29日（土）
田主丸図書館	令和4年2月 1日（火）～2月 5日（土）
城島図書館	令和4年2月 9日（水）～2月13日（日）
三潁図書館	令和4年2月15日（火）～2月19日（土）
中央図書館 視聴覚ライブラリー	特別整理期間に伴う休館日なし

(参考)

六ツ門図書館	令和4年2月22日（火）～2月27日（日）
男女平等推進センター 図書情報ステーション	令和4年3月 2日（水）～3月 4日（金）
筑邦市民センター 多目的棟 図書室	令和4年3月 6日（日）～3月10日（木）
耳納市民センター 多目的棟 図書室	令和4年3月13日（日）～3月17日（木）
子育て交流プラザ くるるん図書コーナー	特別整理期間に伴う休館日なし

3 市民への周知等

広報久留米、ホームページ、図書館ポスター、窓口でのチラシ配布 など

○久留米市立図書館条例施行規則（抜粋）

（休館日）

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）

(4) 特別整理期間

- 2 中央図書館長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。
- 3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平23教規則5・一部改正）

中央図書館 ZEB 化等改修工事期間延長に伴う一部利用制限について

1 概要

中央図書館は、現在、ZEB 化等改修工事を進めており、令和4年1月に開館予定である。しかし、世界的なコロナ感染拡大による業務用エアコンの生産・供給停止の影響から空調機器の納期が遅れているため、一部のエリアで工事ができず、工期の延長が必要である。

そのため、中央図書館は、利用を一部制限し開館する。

2 中央図書館の利用

- ・開館日：令和4年1月5日（一部利用制限あり）
- ・総合カウンター・児童室（1階）、一般室・調査研究室（2階）は利用可
- ・視聴覚ホール・会議室（3階）、学習室（4階）は、工事中の安全確保のため利用不可
- ・駐車場（66台）の一部は工事車両及び資材置き場として使用するが、その他は利用可

3 工事期間等

(1) 工事期間

【当初】令和3年10月1日（金）～12月31日（金）

【延長後】令和3年10月1日（金）～令和4年2月28日（月）

(2) 電気・機械工事内容

機種	場所	機器入荷時期	据付用期間	完了時期
HEX パナソニック	17室19台 (1～4階)	12月中旬	4週間	1月中旬
HEP-11 三菱	視聴覚ホール (4階機械室)	1月中旬	1～1.5月 (試運転含む)	2月中旬～下旬
HEP-12 三菱	閉架書庫(2、3階) (5階機械室)			

(3) 安全対策

- ・工事エリアには、利用者が立ち入りできないようバリケード等を設置
- ・工事関係者の出入口は、利用者との接触がないよう限定
- ・駐車場には警備員を配置

4 その他の留意事項

- ・補助金交付：工事延長による影響なし
- ・概算工事費：予算内で事業が完了できる見込み
- ・工事エリア：主に3～4階が中心。職員等エリア（1～4階）は休館日や開館時間の前後に行う予定
- ・学習室：引続き、石橋文化会館において一般貸出がない場合に開設される予定

5 市民への周知

- ・11月下旬～ 市ホームページ・LINE、広報久留米 等

久留米藩領文化

— 祈りのかたち・風雅のこころ —



久留米入城
400年
記念企画展Ⅲ



令和3年

12/11 (土)

令和4年

4/4 (月)

有馬記念館

Arima Memorial Museum

開館時間 = 午前10時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

休館日 = 毎週火曜日、年末年始(12/28-1/1)

会場 = 有馬記念館 2階資料展示室
(福岡県指定史跡久留米城跡内)

主催 = 公益財団法人有馬記念館保存会
久留米市・久留米市教育委員会



2021年、有馬豊氏が久留米藩21万石の藩主として、初めて久留米城に入ってから400年を迎えました。



三谷永伯筆《源平合戦図屏風(一ノ谷・屋島)》 江戸時代中期 有馬家蔵
久留米藩お抱え絵師の技術の高さを示す、平家物語にもとづいた合戦図屏風の傑作。



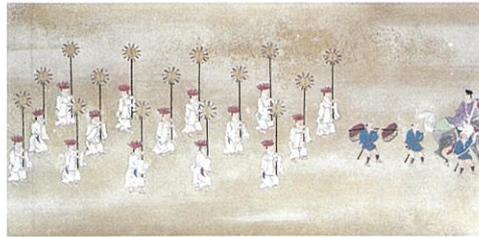
《金梨地唐草に龍胆車紋三つ巴紋時絵太刀拵》
江戸時代後期 有馬家蔵

有馬家の家紋が散らされた豪華な拵。家格の威厳を示す公的な場で用いられた。



三谷永伯筆《江南山図(伽藍図、靈廟図、臨川亭図)》
江戸時代後期 梅林寺蔵 ※展示替あり

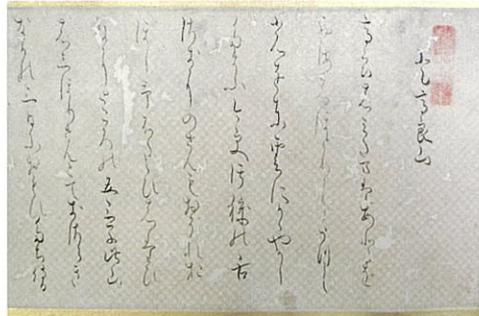
有馬家の菩提寺である梅林寺とその周辺の、江戸時代の景観を伝える三幅対の絵画。



《高良山玉垂宮神幸絵巻》

江戸時代後期 久留米市教育委員会蔵

江戸時代に久留米藩によって復興された、高良大社の御神幸が描かれている。



志太野坡筆俳文《登高良山》

江戸時代前期 久留米市教育委員会蔵

松尾芭蕉の高弟・志太野坡が、久留米の高良山に詣でた折にしたためたもの。



桂永寿作《十二放駒図鐘》

江戸時代後期 久留米市教育委員会蔵

手のひらに収まる大きさの鐘に、野を駆ける馬たちが線彫りされている。

《柳原焼黄釉肩衝茶入》

江戸時代後期

久留米市教育委員会蔵

書画や能にも通じた、久留米藩主9代有馬頼徳が自ら制作した茶入。

《巴紋時絵天目台》

江戸時代

久留米市教育委員会蔵

久留米藩主4代有馬頼元が創建した、東林寺の旧蔵品。

久留米藩領文化

― 祈りのかたち・風雅のこころ ―

前期展示 令和3年 12月11日(土) 2月7日(日)
後期展示 令和4年 2月9日(水) 4月4日(月)

今から400年前、有馬豊氏が久留米城入りして以降、久留米藩領内では、歴代藩主によって藩領の安定と経済の発展が図られるとともに、大名家の格式にふさわしい文化が形づくられていきました。

本展では、茶道や詩歌に優れた大名有馬家の側面を伝える書画や工芸のほか、その帰依を受けた寺社に伝わる資料を公開し、有馬家が治めた約250年の間に、久留米藩領内で花開いた様々な文化の姿をたどります。

公益財団法人有馬記念館保存会

〒830-0021 福岡県久留米市篠山町444 TEL/FAX.0942-39-8485
<http://www.arimakinenkan.or.jp>

- 本企画展に関する情報に変更があった場合には、当館ホームページ、フェイスブックによりお知らせいたします。
- 当館ホームページに、「久留米入城400年特集ページ」を開設しています。



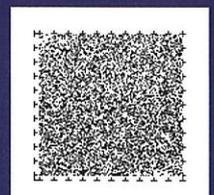
入館料 一般210円(150円) / 高校生以下 無料

※()内は15名以上の団体料金
※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けている方及びその介護者1名は無料(受付で手帳をご提示ください)
※上下階の移動には、車椅子対応のエレベーターがございます。
※1階の多目的トイレは、車椅子でもご利用いただけます。



- JR久留米駅から徒歩約15分
- 西鉄バス(系統番号8番) 乗車、「大学病院」下車、徒歩約5分
- 九州自動車道「久留米インター」から国道210号をJR久留米駅を目指して西進、車で約20分

音声コード
Uni-Voiceコード対応の携帯電話やスマートフォンで展示会についてご案内



令和3年度むかしのくらし展は、「あそび」がテーマです。

昭和は、第2次世界大戦や高度成長期を経て、生活スタイルとともに子どもたちの遊びや余暇の過ごし方も大きく変化した時代でした。世代によっては懐かしくもあり新鮮でもある、昭和のおもちゃや雑誌、写真等で、その変遷を振り返ります。

むかしのくらし展

昭和のあそび



週刊少年マガジン 昭和37年8月26日号 講談社
週刊少年サンデー 昭和38年8月25日号 小学館



六ツ門図書館展示コーナー

〒830-0031 福岡県久留米市六ツ門町3-11くるめりあ六ツ門5階
TEL=0942-27-9281 FAX=0942-27-7281

[交通アクセス]

- ◆JR久留米駅から徒歩約15分 ◆西鉄久留米駅から徒歩約10分
- ◆西鉄六ツ門・シティプラザ前バス停から徒歩約2分

くるめりあ六ツ門地下駐車場・トラストパーク六ツ門駐車場は2時間まで無料
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館となる場合があります。



音声コード
Use-Voiceコード対応の携帯電話や
スマートフォンで展示会についてご案内